

清流の国ぎふ森林・環境税「PR用資材」貸出要領

[平成24年5月31日 林第151号林政部長通知]
[一部改正 平成25年4月25日 恵森第37号林政部長通知]
[一部改正 令和4年3月1日 恵森第510号林政部長通知]

(目的)

第1 この要領は、清流の国ぎふ森林・環境税を県民に周知するためのPR用資材（以下「PR用資材」という。）の貸出について、必要な事項を定める。

(貸出先)

第2 貸出先は次のとおりとする。

- (1) 清流の国ぎふ森林・環境基金事業を行う事業の実施主体
- (2) 県の組織、県内各市町村
- (3) 森林・環境税に関する活動のためにPR用資材を使用する団体等で、県が適当と認める者

(貸出内容)

第3 PR用資材の内容は次のとおりとする。

- (1) のぼり旗（W450mm×H1,600mm）
- (2) ポール（全長1.6～3m伸縮式）

(貸出方法)

第4 貸出方法は次のとおりとする。

- (1) PR用資材の貸出を希望する者は（以下「借受者」という。）は、林政部森林活用推進課又は管内の農林事務所林業課（以下「貸出者」という。）に、電話等により使用期間、数量、使用目的を告げ、貸出が可能であることを確認後、別紙の「清流の国ぎふ森林・環境税『PR用資材』貸出申請書」を提出する。ただし、申請者（貸出先）が第2の(2)の場合は、貸出申請書の提出は省略することができるものとする。
- (2) 借受者が県の組織以外の場合は、借受者及び使用イベント等の概要について資料を求めることがある。
- (3) 貸出者は、前項による申請が適当と認められるときは、借受者に対しPR用資材を貸出するものとする。

(受取返却)

第5 借受者は、原則として、貸出者に来所の上、受取、返却することとする。

(貸出期間)

第6 貸出期間は、原則イベント開催時とするが、長期間に及ぶ場合は、貸出者と協議を行うものとする。

(貸出料金)

第7 貸出に係る料金は、無償とする。

(貸出条件)

第8 貸出に係る条件は、次のとおりとする。

- (1) 公序良俗に反する場所での設置は行わないこと。
- (2) 転用しないこと。
- (3) P R用資材を使用して、特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認している誤解を招くおそれのある活動をしないこと。

(留意事項)

第9 借受者は、P R用資材を善良な管理のもと使用することとし、万が一破損した場合は必ず申し出ること。

(その他)

第10 上記によりがたい場合は、貸出者と別途協議するものとする。

附 則

この要領は、平成24年度事業に係るものから適用する。

この要領は、平成25年度事業に係るものから適用する。

この要領は、令和4年度事業に係るものから適用する。

別 紙

年 月 日

林政部長又は農林事務所長 様

住 所
申請者
代表者名

清流の国ぎふ森林・環境税「P R用資材」貸出申請書

このことについて、下記により申請します。

記

1 P R用資材名

2 希望数量

3 使用目的

4 使用場所

5 使用期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 申請者の連絡先

(参考)

清流の国ぎふ森林・環境税のPR用資材

のぼり旗

W450×H1600

